

指導検査等で明らかになった事例～事業者さん気を付けてください！～

① 自宅にて見守りを行っていたにもかかわらず、移動支援として請求

- ・移動支援は、屋外での移動が困難な障害者(児)が外出する際に行う支援です！上記の件は不正請求となり、返還を求めることとなります。改めて移動支援のガイドラインを確認し、適正なサービス提供、請求を行ってください！

また、移動支援と居宅介護が連続して行われる場合は、予めそれぞれのサービスの時間、内容を明確に分けた個別支援計画を立て、サービス実施記録表も其々同様に記録するようにしてください。

② 習い事への参加の際、受講中も移動支援として請求

- ・習い事へ参加する際は、目的地までの送迎のみ移動支援として請求できます。習い事が行われている時間も請求した場合は、不正請求とみなされるので、気を付けて下さい。

③ 居宅介護は単なる見守りでは請求できません

- ・居宅介護とは、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助です。例えば、保護者のいない留守を預かる場合でも、その場に居合わせるだけでなく、適宜必要な援助があるはずで、サービス提供責任者が、個別支援計画を作成する段階で、「どの場面で、どのような支援を行うのか。」を明確にし、担当ヘルパーに指示することが必要です。一緒にTVを見ていたというような場合は、居宅介護として認められませんので、注意してください。また、身体介護としての支援中において、利用者を1人にして、家から離れるというケースもありました。安全管理上重大な問題なので、決して支援中にそのようなことをしないよう、ご指導ねがいます！

④ 名ばかりの管理者は違反です

- ・管理者が一定の条件の下で、他の職務と兼務することは可能ですが、一方の業務に専念し、事業所の運営はサービス提供責任者に任せきり、というケースがありました。不正が発覚した際は、その件について全く関知していませんでした。

管理者は従業者及び業務の管理を、一元的に行い、「運営に関する基準」や委託契約の内容を遵守させるために、必要な指揮命令を行わなければなりません。

また、サービス提供責任者が記録の改ざんを行っていたことを、黙認していたという例もありました。管理者の監督不行き届きは、指定の取消しにも繋がりがねません。

⑤ サービス内容に合致していない契約書・個別支援計画

- ・サービスの内容が、障害福祉サービスであるにもかかわらず、介護保険の訪問介護の契約書を使用、個別支援計画書も訪問介護の書式で作成しているというケースがありました。

特に介護保険からの切り替え時には、障害福祉サービスで改めて契約、個別支援計画を立てなければならないので、注意してください。

更に移動支援は、障害福祉サービスと異なるものです。(契約書は一本化することはできますが) 個別支援計画、サービス提供・実施記録は別々に作成しなければなりません。

個人情報の利用を同意していただく書類については、介護保険のサービス内容を含めて構いません。

その場合も、障害福祉サービスは、指定を受けている全てのサービス内容を列記してください。(契約書も同様)

このケースでは支援は適切に行われていましたが、それでも利用者から「法律を守らない事業者だ」と大変なクレームを受ける結果となりました。

「支援さえしっかり行っていれば、書類は大まかでもよい。」といった考え方では、足元をすくわれかねません。

書面化しておくが、後々争いとなった場合には、支援や手続きをきちんと行っていた証拠になります。

書類の作成、保管は確実に行ってください。

⑥ 移動支援においてヘルパーが運転する車で外出支援

- ・江戸川区では、支援における移動の手段は、徒歩、公共交通機関、タクシー、ハンディキャブ等を利用することとし、ヘルパー自らが運転する車両は原則として認めていません。このケースでは、支援を行っていない運転時間中も含め、委託費を請求していました。当然全額返還となります。

⑦ ヘルパーを1名しか派遣していないにもかかわらず3名派遣したことにして請求

- ・江戸川区では1名のヘルパーで複数の利用者を支援する「グループ支援型」を認めていません。このケースでは、3名のヘルパーで3名の利用者を「個別支援型」のマンツーマンでの支援をしたと偽って請求していました。全額返還となったのは言うまでもありません。

《根拠法令等》

- ① 江戸川区障害者移動支援事業実施要綱／江戸川区障害者移動支援事業運営委託仕様書／江戸川区障害者移動支援事業ガイドライン
- ② 江戸川区障害者移動支援事業運営委託仕様書 第2条(2)／江戸川区障害者移動支援事業ガイドライン P4・P10
- ③ 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 第4条
- ④ 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 第9条
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十一号) 第26条／江戸川区障害者移動支援事業運営委託仕様書 第6条・第6条の2
- ⑥ 江戸川区障害者移動支援事業運営委託仕様書 第3条／江戸川区障害者移動支援事業ガイドライン P4・P12
- ⑦ 江戸川区障害者移動支援事業運営委託仕様書 第5条／江戸川区障害者移動支援事業ガイドライン P4